

次期横浜市福祉のまちづくり推進指針の原案（案）について

資料5

1 趣旨

横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下「推進指針」といいます。）は、横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年条例第90号。以下「条例」といいます。）第12条に基づき、策定しています。現行推進指針の期間が令和2年度までとなっているため、横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）の下部組織である小委員会（別紙参照）を設置し、次期推進指針策定に向けた検討を行ってきました。

このたび、次期推進指針の案がまとまりましたのでご説明します。

条例（指針の策定）

第12条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

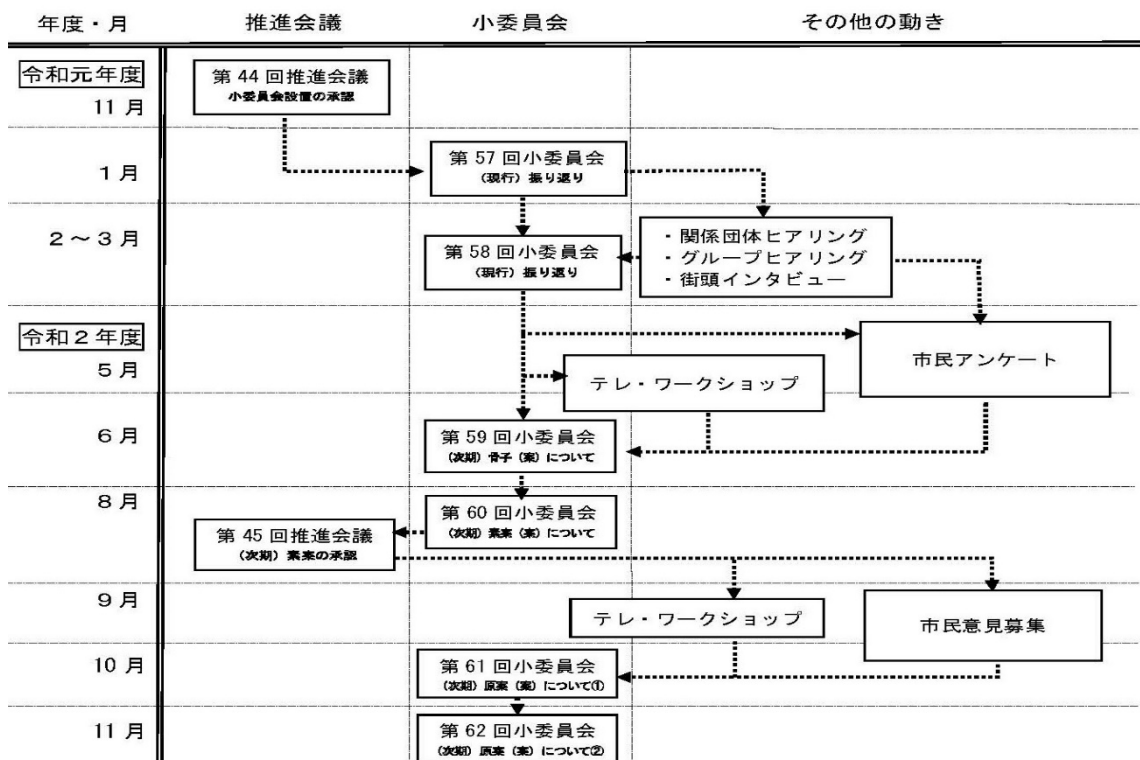
2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

2 これまでの検討内容及び経緯

小委員会で現行推進指針の振返りや次期推進指針の検討を行ったほか、福祉のまちづくりの現状把握を目的とした市民意識調査を行いました。第45回推進会議（令和2年8月31日開催）で次期推進指針の素案について御承認いただき、市民意見募集等の実施や小委員会での検討を経て、案をまとめました。



3 次期推進指針の内容

(1) 全体に関する考え方

- 策定期間は、社会情勢の変化に対応するため、現行推進指針と同様の**5年間**とします。
- 福祉や福祉のまちづくりに関わっている方以外にも関心をもっていただけるよう、主に**福祉のまちづくりに関心が低い層**や**無意識な層**をターゲットとし、構成や文言・説明をわかりやすくします。
- 標題には「**ふくまちガイド**」といった通称を使用し、市民や事業者の皆様が親しみやすい名称とします。
- 困っている人からの一方的な要望ではなく、**誰もが福祉のまちづくり推進の担い手となることの重要性**を伝えます。
- 福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す姿として「**ビジョン（未来像）**」を示します。また、市民・事業者・市（行政）に共通する大切な考え方である4つの「**ポリシー（理念）**」や、「**アクション（行動）**」する上で参考となる基礎知識や事例を紹介します。
- 次期推進指針の内容が、**実際に具体的な行動につながるようにします**。
- 社会モデル**や**SDGs**といった新たな理念について記述します。

(2) 主な改定概要

次期推進指針は主に「ビジョン（未来像）」、「ポリシー（理念）」、「アクション（行動）」の3つで構成されています。

ビジョン（未来像）

「ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、
多様性を尊重する横浜のよさを育み、
安心して自由に生活できるインクルーシブなまち」

- ・基本的には、現行推進指針の「基本となる方向性」を継承しています。
- ・「横浜のよさ」として、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れ、大切にしている風土があることを明記しました。
- ・「インクルーシブ」という言葉を用い、「全ての人が受け入れられ、参加できる」という考え方を反映します。
- ・5年後も含め、将来的に目指す理想的な状態像として位置づけます。

ポリシー（理念）

ポリシー1 みんな違ってあたりまえ

高齢者、障害者、子育て中の人、外国人、性的少数者など、社会には多様な人がいることを認識した上で、相手を知ろうとする、考える姿勢を持ち続けることの大切さを説明します。

ポリシー2 一緒に活動する

直接福祉に関係のないことでも、趣味や地域活動を通じ、様々な人と一緒に活動することで、それぞれの価値観を尊重する社会の実現につながることを説明します。

ポリシー3 まずはやってみる

身近なところから何ができるかを考え、できることからでもまず始めてみることの重要性を説明します。

ポリシー4 もっともっとバリアフリー

着実にバリアフリー整備を進めていくことや、バリアフリーに関する適切な情報提供、利用者の声を反映した施設整備の重要性を説明します。

アクション（行動）

基礎知識

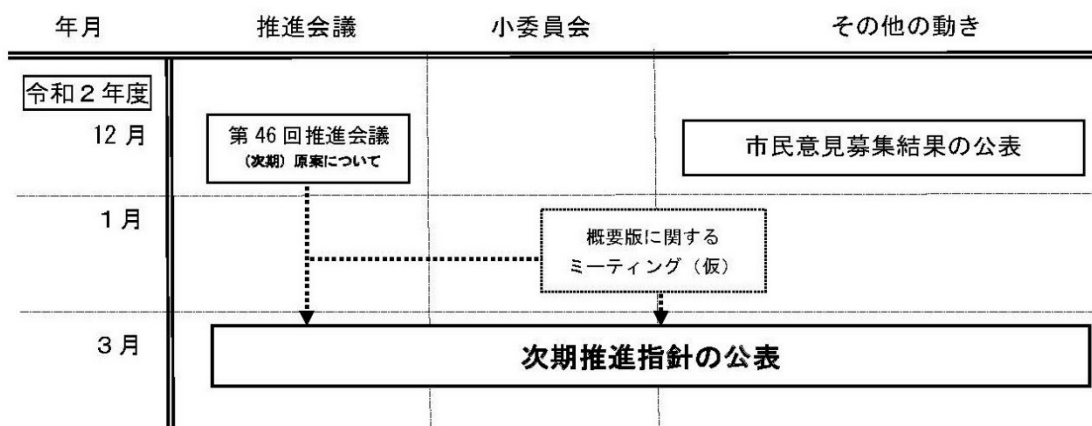
- ・高齢者、障害者、子育て中の人、外国人、性的少数者などに関する基本的な情報を紹介します。
- ・ヘルプマークなど、様々なマークを紹介します。

事例紹介

読者が福祉のまちづくりへ参加するヒントとなるような、**市民・事業者・市（行政）の取組事例**を紹介します。

ふくまちガイド原稿案（26 ページ）で「**羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想**」の取組をご紹介します。

4 今後のスケジュール（予定）



(案)

ふくまちガイド

インクルーシブな
～みんなの まちは、あなたのアクションから～

横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）

「ふくまち」って何だろう？

「福祉のまちづくり」を
縮めて「ふくまち」だよ！



令和 年 月

横浜市

市長挨拶文

「ふくまちガイド」を手にしてくださった皆様へ

「ふくまちガイド（横浜市福祉のまちづくり推進指針）」を手にとっていただき、誠にありがとうございます。

本ガイドは、前回の改定から5年がたち横浜を取り巻く環境は大きく変化し、5年前に比べ、横浜が直面する課題は、より複雑に、より多様なものとなりました。

今回の改定では、このことを念頭に、これまで福祉のまちづくりに関わりを持たなかった人にも、福祉のまちづくりについて考えていただけるよう検討を重ねてきました。

福祉のまちづくりは、特定の誰かのためにあるものではなく、全ての人のためにあるものです。

福祉のまちづくりを推進することは、本ガイドを手にとってくださったあなたにとっても、横浜が、安心して、暮らす、働く、訪れるなどの生活を送れるまちとなることです。

皆様がお互いを尊重し、ともに考え、行動することが、本ガイドで掲げたビジョン（未来像）の実現に向けた第一歩となります。そして、このガイドがその一助となることを願っております。

最後になりますが、今回の改定にあたり、非常に多くの皆様からご協力を頂きました。この場を借りて感謝申し上げます。

令和 年 月 横浜市福祉のまちづくり推進会議 一同

目次

1 『ふくまちガイド』について……………	1
(1) 『ふくまちガイド』とは……………	1
(2) 福祉のまちづくりのあゆみ……………	2
(3) 横浜を取り巻く状況……………	3
(4) 福祉のまちづくりに関する課題……………	4
(5) ふくまちガイドの構成……………	5
2 ビジョン（未来像）……………	6
3 ポリシー（理念）……………	7
ポリシー1 みんな違ってあたりまえ……………	8
ポリシー2 一緒に活動する……………	8
ポリシー3 まずはやってみる……………	9
ポリシー4 もっともっとバリアフリー……………	9
4 アクション（行動）……………	10
(1) 基礎知識……………	10
(2) 事例紹介……………	21
5 参考資料……………	27
(1) 福祉のまちづくりのあゆみ……………	27
ア 国際的な動向……………	27
イ 全国における福祉のまちづくり……………	27
ウ 横浜市における福祉のまちづくり……………	28
エ 横浜市福祉のまちづくり推進指針……………	28
(2) 横浜市福祉のまちづくり推進指針 （令和3年度～7年度）策定の流れ……………	29
(3) 横浜市福祉のまちづくり推進会議 委員名簿（第12期）……………	30
(4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議 小委員会委員名簿……………	31
(5) 市民意識調査の結果……………	32
ア 関係団体ヒアリング……………	32
イ グループヒアリング……………	33
ウ 街頭インタビュー……………	34
エ 市民アンケート……………	35
オ テレ・ワークショップ……………	40
(6) お問合せ先……………	42

事例

- ・地域の防災・減災活動を通じたインクルーシブなまちづくり
「ピンチをチャンスに！減災共助の会」 ……21
- ・子育てを「ちよこつと」体験し、仕事との両立のヒントを見つける
「家族シミュレーション」 ……21
- ・同じ地図を使って、みんなで情報を共有する
「触る地図」 ……22
- ・+αのバリアフリー化
「ユニバーサルな利用に配慮したホテル」 ……23
- ・インターンシップ生のアイデアが出発点
「多言語版おくすり手帳」 ……23
- ・設備を工夫して誰もが楽しめるアクティビティに
「ユニバーサルパス」「水陸両用車いす」 ……24
- ・より多くの方へ能・狂言を届けたい
「バリアフリー能」 ……24
- ・施設の利用マナーについて発信する
「エスカレーター安全利用」 ……25
- ・横浜市で初めての住民提案による作成
「羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想」 ……26

コラム

- ・コロナ禍における様々な問題…………… 5
- ・やさしい日本語…………… 13
- ・バリアフリー施設の利用マナー…………… 14
- ・多目的トイレの機能分散…………… 16
- ・読書バリアフリー法…………… 16
- ・音声読み上げソフトによる情報提供…………… 17
- ・Web会議ツールを活用したテレ・ワークショップの開催…………… 22
- ・心のバリアフリーノート…………… 25

1 『ふくまちガイド』について

(1) 『ふくまちガイド』とは

福祉のまちづくりを計画的に推進するために定める「横浜市福祉のまちづくり推進指針※（以下「推進指針」という。）」のことで、皆様に親しんでいただけるよう『ふくまちガイド』という愛称をつけました。

ふくまちガイドでは、福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指すビジョン（未来像）と、そのビジョンを実現するためのポリシー（理念）を掲載しています。

また、これまでの取組から明らかになった課題や参考となるような様々な事例も掲載しています。

福祉のまちづくりを推進するのは、ふくまちガイドを手にとってくださった皆様をはじめ、市（行政）・事業者・市民など横浜に関わる全ての人です。そこには、暮らす人だけでなく、訪れる人や勤める人も含まれます。

福祉のまちづくりを推進することで、皆様にとっても生活しやすいまちになります。

ふくまちガイドを手にとっていただいたことが、「誰もが生活しやすいまちとはどんなまちなのか」について、考えるきっかけになれば幸いです。

ツアーガイドのようなイメージで先頭に「ふくまちのくま」を配置。
その後ろに老若男女、外国人、いろいろな人を配置。
背景は、横浜をイメージする景色（みなとみらい）

※横浜市福祉のまちづくり推進指針

横浜市福祉のまちづくり条例第12条に「福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針」として定められています。推進指針では、福祉のまちづくりに関する目標、施策の方向、市・事業者・市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針を定めています。

(2) 福祉のまちづくりのあゆみ

横浜市では、昭和 49 年に地域社会で福祉の芽を育てるための環境作りとして、「福祉の風土づくり運動」を開始しました。

また、建築物等の整備を福祉の視点から促進するため、昭和 52 年に「福祉の都市環境づくり推進指針」を制定しました。

これらの取組を「福祉の風土づくり推進事業」とし、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを進めてきました。

そして福祉のまちづくりを総合的に推進するため、平成 9 年 3 月に「横浜市福祉のまちづくり条例 ※」を制定し、それに基づき、「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定しました。



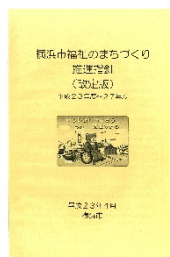
平成 11 年
「横浜市福祉のまちづくり
推進指針」
『はじめての一步』



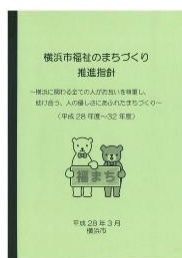
平成 14 年
「横浜市福祉のまちづくり
推進指針改訂版」
キーワードは『情報』



平成 18 年
「横浜市福祉のまちづくり
推進指針改訂版(平成 19 年
度～22 年度)」
キーワードは『行動』



平成 23 年
「横浜市福祉のまちづくり
推進指針改定版(平成 23 年
度～27 年度)」
キーワードは『つながり』



平成 28 年
「横浜市福祉のまちづくり
推進指針改定版(平成 28 年
度～32 年度)」
『実践』

令和 3 年「横浜市福祉のまちづくり推進指針(令和 3 年度～7 年度)」を作成

※横浜市福祉のまちづくり条例

横浜に関わる全ての人々が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現のための基本的施策を定めたものです。「暮らすだけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を基本理念としています。

(3) 横浜を取り巻く状況

○人口減少社会の到来

「横浜市将来人口推計」によると、横浜市の人口は 2020 年代をピークに減少していくと推計されています。

○超高齢社会の到来

65 歳以上の高齢者の割合は 24.5%（令和 2 年 3 月 31 日時点）で約 4 人に 1 人が高齢者です。2040 年（令和 22 年）には約 3 人に 1 人が高齢者になると見込まれています。

○在住外国人の増加

市内に在住する外国人は 105,287 人（令和 2 年 3 月 31 日時点）で、5 年前と比べて約 34%上昇しています。

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」のいわゆる「社会モデル[※]」の考え方に基づき、平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

○「持続可能な開発目標（SDGs）」

国際連合（以下「国連」という。）では、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めています。その中で「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



※社会モデル

障害は、病気や外傷等から生じる個人の問題ではなく、その人を取り巻く環境が生み出しているという考え方です（詳細は 10 ページ参照）。本冊子もこの考え方に基づき作成しています。

(4) 福祉のまちづくりの課題

福祉のまちづくりの課題を把握するため、障害者などの関係団体ヒアリングや市民アンケートなどの市民意識調査を行いました。そこから見えてきた課題は以下のとおりです（調査の詳細は「5 参考資料」参照）。

○多様性の理解促進

社会には高齢者、障害者、子育て中の人、外国人など様々な人が暮らしています。その中で、相手に対する理解の不足や思い込みなど周囲の状況により、不安を感じたり、困りごとを抱えている人がいます。誰もが安心して生活できるように、お互いを理解しようとするのが大切です。

○情報発信方法の工夫

誰もが必要な情報を得られるよう、様々な方法による情報発信を求める意見が多く挙がりました。電車やバスなどの案内放送、ホームページ作成の際など、少し工夫をするだけで情報を得られる対象者が広がります。様々な情報発信の方法を学び、実践していく必要があります。

○バリアフリー施設の利用マナー向上

エスカレーターや多目的トイレなど、様々な場所でバリアフリー施設が増えています。しかし、正しい利用方法が守られず、本当にその施設を必要としている人が安心して利用できない状況があります。本来の用途を理解し、誰もが安心して施設を利用できるよう行動することが大切です。

○施設のバリアフリー化

市民アンケートでは、福祉のまちづくりを進めるために横浜市として優先的に取り組む必要があることとして、「公共施設や交通機関等のバリアフリー化」を求める意見が最も多くありました。利用者の意見を取り入れ、着実に施設のバリアフリー化を進めていくことが必要です。



これらの状況や課題を踏まえて、福祉のまちづくりを進めていくことが大切だね！

(5) ふくまちガイドの構成

ふくまちガイドは、主に「ビジョン（未来像）」、「ポリシー（理念）」、「アクション（行動）」で構成されています。

○ビジョン（未来像）

福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す未来像。

○ポリシー（理念）

ビジョンを実現するために大切な4つの考え方。

○アクション（行動）

ポリシーを踏まえ、ビジョンを実現するための具体的な活動や行動。なお、この冊子では、アクションに必要な、知っておきたい高齢者、障害者、子育て中の人、外国人などに関する「基礎知識」や、「事例」を紹介します。

福祉のまちづくりの推進にあたっては、一人ひとりが身近なところからアクションを起こしていくことが重要です。ふくまちガイドでは、読者の皆様が一步踏み出す上で大切な考え方や、ヒントとなる情報を掲載しています。

このガイドを通じて、一緒に「ふくまちマインド」を身につけていきましょう！

コラム コロナ禍における様々な問題

新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの生活は大きく変化しました。福祉のまちづくりに関連する場面でも様々な問題が発生しています。

例えば、感染防止対策のため、人との距離を一定間隔保つこと（ソーシャル・ディスタンス）が推奨されていますが、視覚障害者は他者との距離が確認できず、心ない声を浴びせられたといったことが報道されています。また、外出時にはマスクを着用することが一般的となっていますが、聴覚障害者にとっては、相手の口元の動きが確認できず、コミュニケーションの支障となっているケースもあります。

社会には様々な人がいることを知り、相手の状況を理解しようとする姿勢が大切です。日常生活の中で考えてみませんか。

2 ビジョン（未来像）

ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、
多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、
安心して自由に生活できるインクルーシブなまち

○ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、

知識や情報といった無形の要素であるソフトと、施設や設備といった有形の要素であるハードは切り離せるものではありません。両方を一体的にとらえ、横浜に関わる全ての人と一緒に取組を進めていきます。

○多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、

横浜は、開港当時から国内外の様々な文化を受け入れ発展してきました。その中で培われた、多様性を大切にする風土を将来につなげていきます。

○安心して自由に生活できるインクルーシブ[※]なまち

誰もが、心置きなく、自分の意思で、暮らす、働く、訪れるなどの生活を送り、様々な活動に参加できるまちを目指します。

このビジョンの実現のためのポリシーについて、次のページからご説明します。

※インクルーシブ

直訳すると「包摂的な」という意味です。「全ての人を受け入れられ、参加できる」、「誰も排除しない（されない）」、「誰一人取り残さない」という意味合いで用いられます。

3 ポリシー（理念）

ビジョンを実現するために、市・事業者・市民が自分ごととして考え、できることから一歩を踏み出せるように4つのポリシー（理念）を打ち出しました。

それぞれのポリシーは、アクション（行動）を起こす上で大切な考え方で、どれから始めていただいても構いません。ポリシーの詳細は次ページ以降で紹介します。

4つのポリシー（理念）

ポリシー1 みんな違ってあたりまえ

ポリシー2 一緒に活動する

ポリシー3 まずはやってみる

ポリシー4 もっともっとバリアフリー

ポリシー1 みんな違ってあたりまえ

○常に相手を知ろうとし、考える姿勢を持ち続けることが大事です。

相手のことを知ろうとする姿勢は、偏見や思い込みの壁を取り払い、社会に多様な人がいることの理解につながります。考える姿勢を持ち続けることは、お互いに尊重し合うことです。

○自分の価値観を押し付けず、相手の価値観を否定しないようにしましょう。

多様な人が共に生きる社会を実現するためには、自分の価値観を押し付けず相手の価値観を否定しないことが大事です。

○それぞれの違った立場から社会に関わりをもつことを尊重しましょう。

多様な立場、能力に応じて、全員参加が達成できる社会の環境、組織、人のつながりを築いていくことが大事です。

ポリシー2 一緒に活動する

○関心のあること、興味のあることを通じて、様々な人とつながり、一緒に活動してみましょう。

直接福祉に関係のないことでも、様々な人と一緒に趣味を楽しむことや地域活動に取り組むことが、福祉のまちづくりに繋がっていきます。

○活動を通じて、様々な人の感じ方や考え方を自然と理解することができます。

様々な人と一緒に活動することで、お互いを一人の人としてより深く知ることになります。知ることで、社会には様々な人がいることを理解していきます。

○一緒に活動することが、ユニバーサルな社会の実現につながります。

様々な人と一緒に活動することで知ったそれぞれの価値観を尊重する社会を実現します。

ポリシー3 まずはやってみる

○身近なところで何ができるか考えてみましょう。

最初は、大げさなことをやろうとしなくても構いません。既に行っていることの中で、誰かのためにできることがないかをまずは考えてみましょう。

○ちょっとした行動や工夫が、様々な人の暮らしやすさにつながります。

様々な理由で困っている人を見かけたとき、声をかけたいと思う人は多くいます。そのようなときは、躊躇せずに声をかけ、また困っている人から発信することも大事です。コミュニケーションによって、様々な人の暮らしやすさへ一歩近づきます。

○横浜に関わるすべての人が、少しずつやってみましょう。

横浜に住む人、働く人、訪れる人などみんなが、背伸びすることなく、できることをやってみることから、福祉のまちづくりは始まります。

ポリシー4 もっともっとバリアフリー

○着実にバリアフリーを推進しましょう。

今までもバリアフリーは進められてきましたが、誰もが安心して自由に生活できる「環境」を目指して、更なるバリアフリーを着実に進めていくことが重要です。

○だれもが入手できるバリアフリーな情報が必要です。

バリアフリーに関する情報やその設備の使い方など、情報を集約し、適切に提供することが求められています。アクセシビリティ^{*}を意識し、情報を必要とする人にきちんと届くようにしましょう。

○様々な利用者の声を聞くことで、誰にとっても使いやすく便利な施設や製品・サービスにつながります。

バリアフリーの実現には、利用する人の声を聞く必要があります。決められた基準を守るだけでは、利用者でなければわからない問題を見過ごしてしまいます。様々な人の意見を聞いてみましょう。

^{*}アクセシビリティ

「近づきやすさ」、「利用しやすさ」などの意味をもつ英単語です。情報技術分野では、身体の状態によらず、情報などを様々な人が同じように利用できる状況のことを指します。

4 アクション（行動）

ここでは、ポリシー（理念）に基づき、一人ひとりのアクション（行動）につながるヒントを掲載します。

(1) 基礎知識

○障害の「社会モデル」

障害の「社会モデル」とは、障害者が生活の中で受ける制限は、主に社会によって作られたものであるという考え方です。例えば、車いす使用者が街で段差に直面し、その先へ行くことができない場合、身体機能という個人の問題ではなく、エレベーターやスロープがないといった状況を作り出している社会に原因があると考えます。

この社会モデルの考え方に基づき、平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法^{※1}」により、様々なサービスを提供する行政機関や事業者には「不当な差別取扱いの禁止^{※2}」、「合理的配慮の提供^{※3}」が求められています。一人ひとりが法律の趣旨を理解し、社会から差別や障壁をなくしていくことが必要です。

※1 障害者差別解消法の詳細については、内閣府のホームページをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

※2 国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

※3 役所や事業者に対して、障害のある人から何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

○どんな人が社会を構成しているの？

まちには多様な人がおり、まちの環境によって困った状況に置かれることがあります。怪我や病気によっても同様です。

誰もが暮らしやすいまちを実現するためには、社会に多様な人がいることを理解し、ソフトとハードの両面において「バリア=障壁」を生み出さないことが大切です。

困っている様子の人に気づけるアンテナを身につけましょう。気づいたら基本はコミュニケーションです。自分の思い込みでなく、何に困っているのか、どのようにしたらいいのかを相手に聞いて行動しましょう。

次ページ以降では、多様な人に関する特性をご紹介します。なお、ご紹介するそれぞれの特性はあくまで代表的な例であり、掲載内容以外の特性がある方も多くいます。

・ 高齢者……………12	・ 認知症……………15
・ 子育て中の人……………12	・ 上肢障害……………15
・ 外国人……………13	・ 内部障害……………15
・ 性的少数者 (セクシュアル・マイノリティ) ……13	・ 視覚障害……………16
・ 車いす使用者……………14	・ 聴覚障害……………17
・ 杖使用者……………14	・ 知的障害……………18
	・ 発達障害……………18
	・ 精神障害……………18

◇ 高齢者

加齢に伴い、足腰等が弱くなり、動作がゆっくりになったり、長距離の歩行や階段の上り下りに困難が生じたりします。また、視力や聴力などの感覚機能の低下を伴うこともあります。これらのことから、情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等への即応や新しい機器類への順応が難しくなります。

【アクション（行動）の具体例】

- 電車やバスなど、公共交通機関の中では席を譲る。
- 重そうな荷物を持っていたり、段差や傾斜などで困っていると感じた時は、「お手伝いしましょうか？」と一声かけてから介助する。
- 広報物を作成する際は、見やすい大きな文字を使用する。

◇ 子育て中の人

子育て中の人が出るときは、おんぶやだっこ又はベビーカーを押しながら大きな荷物を持つ必要があるため、移動をする場合多くの困難を伴います。また、移動の途中で授乳やおむつ替えが必要になることがあります。

【アクション（行動）の具体例】

- ベビーカー使用者がエレベーターを利用しやすいように、他の移動手段（階段、エスカレーター）を利用する。
- ベビーカーや荷物を抱えて、段差や傾斜で困っていると見られるときは、「お手伝いしましょうか？」と一声かけてから手伝う。
- みんなで子育てをする気持ちで見守りながら応援する。

◇ 外国人

自身と異なる言語でのコミュニケーションや文化、生活習慣に慣れていない人もいます。また、会話はできても、日本語の文章を読むことが苦手な人もいます。

【アクション（行動）の具体例】

- 相手の立場に立って考える意識を大切に、違う文化や習慣を認めながら互いに尊重する。
- やさしい日本語や図記号（ピクトグラム）を使ったチラシ配布、ジェスチャーを交えゆっくりとした話し方に努め、必要な情報を簡潔に伝える。

コラム やさしい日本語

「やさしい日本語」とは、外国人※にとってわかりやすいように簡単に書き換え・言い換えをした日本語のことです。「やさしい日本語」を使うことにより、より多くの外国人住民にお知らせすることができる、翻訳費用がかからない、災害時にも速やかな情報発信ができるなどといったメリットがあります。

横浜市では、「やさしい日本語」で文章を作成するための基準として、『「やさしい日本語」で伝える 分かりやすく 伝わりやすい日本語を目指して（第4版）』を発行しています。「外国人向けに『やさしい日本語』で広報したいけど、どうすればいいの?」といった場合にぜひご活用ください。

※ここでいう外国人とは、日本語を母語にしない、日本語を学び始めた人のことをいいます。

◇ 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）とは、様々な性のあり方の中で、少数の立場のことをいいます。性的指向について少数であるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、性自認について少数であるトランスジェンダーの頭文字をとってLGBTといわれることもあります。また、LGBTの4つの類型にあてはまらない人たちもたくさんいます。

性的指向…自分がどのような性別を好きになるかということ。

性自認…自分がどのような性別かという自覚のこと。

【アクション（行動）の具体例】

- 様々な性のあり方について理解し、身の回りの習慣や常識となっている考え方について改めて確認してみる。

◇ 車いす使用者

車いすは歩行が困難になった場合に用いる代表的な移動用福祉用具であり、大きく分けて手動車いすと電動車いすがあります。一般的に車いす使用者は、段差や坂道、狭い通路等の移動が困難であるほか、手の届く範囲も限られてしまうため、ボタンやスイッチを押す動作や、ドアを開閉する等の動作も困難な場合があります。

【アクション（行動）の具体例】

- 車いす使用者が移動しやすいように、歩道や通路には、自転車やバイク、看板等を放置しないようにする。
- 車いす使用者がエレベーターを利用しやすいように、他の移動手段（階段、エスカレーター）を利用する。

コラム バリアフリー施設の利用マナー

多目的トイレや車いす使用者用駐車スペース、エスカレーター、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロック（いわゆる「点字ブロック」）など、様々な人が生活しやすくなるための施設がたくさんあります。

しかし、利用者のマナーによっては本当に必要としている人が利用できなくなってしまうこともあります。

例えば、エレベーターは車いす使用者やベビーカー使用者など、階段を使うのが難しい人にとって欠かせない施設ですが、混雑していると乗ることができません。必要としている人たちが利用したいときに利用できるよう、一緒に待っていたら順番を譲る、乗っているときは降りてスペースを空けるなどの配慮が必要です。

その施設が何のためにあるのか、十分に理解し、マナーを守って利用することが大切です。

◇ 杖使用者

歩行する人の中には歩行が不安定な人や階段を上り下りすることが難しい人がいます。杖は、歩行が困難な人の歩行能力を改善するための福祉用具です。歩行時のバランスの調整や歩行パターンの矯正、スピードや持続力の改善を目的としています。

【アクション（行動）の具体例】

- 電車やバスなど、公共交通機関の中では席を譲る。（特に、手すりが近くにある席は、杖使用者にとって立ち上がりの際の支えとなる。）

◇ 認知症

認知症とは色々な原因で脳の神経細胞が壊れてしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態のことをいいます。

誰もがかかる可能性があり、加齢とともに発生する割合が増加しますが、65歳未満の人が発症する若年性認知症もあります。若年性認知症は働き盛りに発症するため、仕事や家事が十分にできなくなるなど勤務先や家族などへも影響が大きく、老年期の認知症とは異なる問題が生じます。

【アクション（行動）の具体例】

- 道に迷っているような高齢者がいたら、様子を見ながら声をかける。様子を見て、本人が助けを必要としているときには近くの交番に連絡をする。
- 近所で認知症の方がいることがわかっている場合には、できる範囲で家族の見守りを手助けする。

◇ 上肢障害

上肢の痛みや変形、麻痺、握力の低下等から、つまんだり握ったりといった手指の細かい操作や、腕を伸ばす動作が困難になる場合があります。

【アクション（行動）の具体例】

- 扉の開閉や水道の蛇口の操作等、力を入れる動作が苦手なため、困っている様子のときは一声かけてからサポートする。

◇ 内部障害

疾病などによって、心臓や腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸等の機能に障害があり、日常生活での活動が制限されている状態です。内部障害者の多くは、外見が健常者と変わりなく見えるため、困っていることがわかりにくいのが特徴です。

内部障害者の利用している機器や治療法の代表的な例としては、心臓ペースメーカー装着、人工透析導入、人工肛門・ぼうこう造設、人工呼吸器装着などがあります。

【アクション（行動）の具体例】

- 公共交通機関などでヘルプマークを付けている人が困っている場面を見かけたら、外見で判断をせずに声をかけてみる。
- 内部障害のある方がいるということを理解し、温かく見守る。

コラム 多目的トイレの機能分散

バリアフリーの取組として、多目的トイレの設置が進んできました。多目的トイレには広い空間や手すり、オストメイト対応設備、乳幼児用設備など様々な機能があります。障害者や高齢者、子ども連れなど多くの人にとって便利な一方、利用が集中し、広い空間が必要な車いす使用者が使いにくくなっているという意見も寄せられています。

そこで、利用を分散させるためには、多目的トイレのみにあった機能を、その他のトイレにも設置することも有効です。

また、異性介助による利用の場合など、男女共用のトイレに関するニーズが高まっており、施設の利用者のニーズに合わせて整備することが求められています。

◇ 視覚障害

視覚障害というと、目が全く見えない（全盲）と思われがちですが、残存視力のある方（弱視）も多くいます。視覚障害に対応するまちづくりを考えるときは、全盲の方に対応するばかりではなく、弱視などの方にも十分配慮する必要があります。白い杖（白杖）は、前方の状況などを確認するために使うとともに、周囲の人に見えないことを知らせるためにも使います。

【アクション（行動）の具体例】

- 立ち止まったり、何かを探している時には、「何かお手伝いしましょうか？」と一声かける。
- 情報を伝える際には、見た情報を言葉に置き換えて伝えるようにする。例えば、「あちら」や「こちら」等の指示語を使わず、右、左、Om先などできるだけ具体的な説明をする。
- ホームページでの情報発信の際には、パソコンなどで音声読み上げ機能を使うように資料のテキストデータを提供する。

コラム 読書バリアフリー法

読書バリアフリー法は、視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害により、読書を行うことが困難な方の読書環境を整備することを目的として制定されました。障害の有無にかかわらず、誰もが読書を楽しむことができる社会の実現を目指しています。

横浜市の図書館では、視覚に障害のある方向けに、音訳者が対面で図書及び雑誌を読み上げる対面朗読サービスを提供しているほか、録音図書再生機の整備、拡大読書器の設置にも取り組んでいます。

このほかにも中央図書館で、音訳者の技術向上や録音図書の政策を進めるなど、誰でも読書に親しめる環境づくりを推進しています。

コラム 音声読み上げソフトによる情報提供

現代社会において、様々な情報を得るためには、インターネットの活用は欠かせないものとなる一方で、高齢者の方や障害者の方は、様々な理由により必要な情報を得ることができないという問題が起こっています。

特に視覚障害者の方は、音声読み上げソフトを使ってウェブページを読むことによって情報を取得しますが、音声読み上げソフトに対応していないホームページやアプリ、データからは、必要な情報を得ることができません。

このようなときは、テキストデータを併せてアップロードするなど、音声読み上げソフトで情報を入手する人がいることも理解して作成すると、より多くの人たちに情報を届けることができます。

この一例のように、誰もがインターネットから提供される情報や機能を支障なく利用できることをウェブアクセシビリティといいます。

自分たちの情報をより多くの人に届けられるようウェブアクセシビリティを確保する必要があります。

◇ 聴覚障害

耳が聞こえない、又は聞こえにくい障害です。外見からは身体のどこに障害があるのか分かりにくいいため、接し方や援助方法の理解が難しい場合があります。音声言語によるコミュニケーションが難しいため、情報の送受に支障をきたし、情報が不足しがちです。特に緊急時の情報不足は大きな問題です。

聴力損失の程度や失聴の時期、教育環境等の違いによって、手話や筆談などコミュニケーション手段が異なります。

【アクション（行動）の具体例】

- すべての聴覚障害のある人が、手話を理解するわけではなく、筆談やスマートフォンのアプリなど様々なコミュニケーション手段があるため、それらを柔軟に活用する。
- 筆談の際には、単語を中心に、分かりやすい簡潔な文章になるよう心がける。

◇ 知的障害、発達障害、精神障害

◇ 知的障害

先天性または出生時等に、脳に何らかの障害を受けたために知的な発達が遅れ、他者とのコミュニケーション等の社会生活に困難が生じる障害です。支援を必要としていても、社会で活躍されている方もいます。また、支援を必要としない方も大勢います。

◇ 発達障害

自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動症（ADHD等）、脳機能の障害であって、通常は低年齢において症状が発現する障害です。大人の方でも同様の障害がある方がいます。また、発達障害は重複することが特に多いという特徴があります。

◇ 精神障害

統合失調症、気分障害（うつ病など）、てんかん等の様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしにくさを抱える障害です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域社会の中で生活しています。

【アクション（行動）の具体例】

- 話しかけるときは、笑顔でゆっくりやさしい口調で声を掛ける。
- 話を聞くとときは、リラックスした雰囲気をつくり、相手の様子に合わせる。
- 必要に応じて、質問により相手の気持ちを確認する。「はい」か「いいえ」で答えられるように質問する。
- 説明をするときは、ゆっくり、はっきり、短く、具体的に話し、内容を理解しているか確認する。

○知っていますか？マークの意味

各団体等が作成・所管する高齢者、障害者、妊産婦の方、子育て中の方に関する代表的なマークを紹介します（順不同）。なお、各マークに関するお問合せは、それぞれの所管先へお願いします。

国際シンボルマーク



障害のある方々が利用できる建築物や施設であることを示す、世界共通のシンボルマークです。

【お問合せ先】
公益財団法人
日本障害者リハビリ
テーション協会
電話：03-5273-0601
FAX：03-5273-1523



盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合（WBU）で昭和59年に制定された世界共通の国際シンボルマークです。

【お問合せ先】
社会福祉法人
日本盲人福祉委員会
電話：03-5291-7885
FAX：03-5291-7886



ほじょ犬マーク



「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」といった身体障害者補助犬と一緒に利用できる施設等の入り口に貼るマークです。

【お問合せ先】
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課
自立支援振興室
電話：03-5253-1111(代)
FAX：03-3503-1237



耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

【お問合せ先】
一般社団法人
全日本難聴者・
中途失聴者団体連合会
電話：03-3225-5600
FAX：03-3354-0046



手話マーク

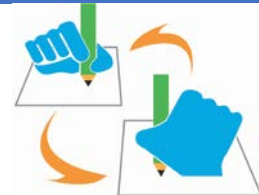


ろう者等から提示する場合は「手話で対応をお願いします」、窓口等で掲示する場合は「手話で対応します」という意味を伝えるマークです。

【お問合せ先】
一般財団法人
全日本ろうあ連盟
電話：03-3268-8847
FAX：03-3267-3445



筆談マーク



筆談を必要としている人が提示する場合は「筆談で対応をお願いします」、窓口等で掲示する場合は「筆談で対応します」という意味を伝えるマークです。

【お問合せ先】
一般財団法人
全日本ろうあ連盟
電話：03-3268-8847
FAX：03-3267-3445



ヘルプマーク



内部障害や妊娠初期の方など、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたマークです。

【お問合せ先】
横浜市役所
健康福祉局障害福祉保健部
障害施策推進課
電話：045-671-4133
FAX：045-671-3566



ハート・プラスマーク



内部障害（心臓、腎臓、呼吸器機能、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）があることを示すマークです。

【お問合せ先】
特定非営利活動法人
ハート・プラスの会
電話：080-4824-9928
FAX：確認中



オストメイトマーク



オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している方）が利用できる設備があることを示すマークです。

【お問合せ先】
公益社団法人
日本オストミー協会
電話：03-5670-7681
FAX：03-5670-7682



身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

【お問合せ先】
警察庁交通局交通企画課
電話：03-3581-0141（代）
FAX：確認中
URL：確認中

聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

【お問合せ先】
警察庁交通局交通企画課
電話：03-3581-0141（代）
FAX：確認中
URL：確認中

高齢者運転標識



加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがある70歳以上の方が運転する車に表示されているマークです。

【お問合せ先】
警察庁交通局交通企画課
電話：03-3581-0141（代）
FAX：確認中



マタニティマーク



妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするマークです。

【お問合せ先】
こども青少年局
こども福祉保健部
こども家庭課
電話：045-671-2455
FAX：045-681-0925



ベビーカーマーク



ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等）を表すマークです。

【お問合せ先】
国土交通省総合政策局
安心安全生活課
電話：03-5253-8111（代）
FAX：確認中



(2) 事例紹介

地域の減災活動を通じたインクルーシブなまちづくり 「ピンチをチャンスに！減災共助の会」

「ピンチをチャンスに！減災共助の会」（愛称：ピンチャン）は、地域防災力の向上を目指す Seya 防災ネットワークの分科会の一つです。障害児親の会「ほっぺ」と子育てや高齢者の支援団体が防災訓練などを通してつながり、日頃から周囲と連携して減災を目指すことを目的にして、平成 25 年 1 月に発足しました。

ピンチャンでは、「お互いさま！」を合言葉に、避難所で一人ひとりが運営に協力できることを、避難所開設訓練や生活資機材組立て体験などを通じて考え、お互いに協力しながら学んでいます。また、災害時における聴覚障害、発達障害、精神障害、高齢者、妊婦・乳幼児や外国人への支援・配慮のポイントについて、地域住民等が理解を深めることを目的とした講座を毎年開催しています。

〇ここがポイント

- ・高齢者、子育て、障害者とその支援者、外国人団体などと地域住民、事業者、行政がそれぞれ協力して活動しています。
- ・災害時に被害を受けやすい高齢者や障害者などが、講座で講師を務めるなど、減災活動の担い手として活動し、地域と関わりをもっています。

写真

子育てを「ちょこっと」体験し、仕事との両立のヒントを見つける 「家族シミュレーション」

地域の子育て支援を行っている認定特定非営利活動法人びーのびーのでは、企業等で働く子育て未経験の若手社員や、人事・経営部門の社員を対象に、子育てと仕事の両立を疑似体験できる「家族シミュレーション」を実施しています。当初は家庭の子育てを支援するため、学生ボランティアを派遣する事業を行っていましたが、共働き世帯が増加し、子育てと仕事の両立に関する相談を受ける機会が増えたことから、家庭への直接支援だけでなく、周囲の理解促進の必要性を感じ生まれた事業です。企業研修等で活用されています。

参加者は、オリエンテーションで子どもとの関わり方を保育士から学びます。その後、参加者を受け入れる家庭の日常と同様の体験をするため、実際に短時間勤務を行い、保育園へのお迎え、一緒にご飯を食べるなど子どもの世話をします。体験を通じて、子育て中の家庭の状況を身近に捉えることができるようになります。

〇ここがポイント

- ・子育てと仕事を両立している家庭の状況を実際に体験することで、職場や身近な生活の中で必要なサポートを学ぶことができます。
- ・職場での協力的な雰囲気づくりや、企業等の「両立支援制度」の充実のきっかけとなり、誰もが働きやすい環境の実現につながります。

写真

令和 2 年 10 月には、子どもや子どもの産み育てに配慮した優れた製品・サービス等を顕彰する「第 14 回キッズデザイン賞」を受賞しました。

同じ地図を使って、みんなで情報を共有する 「触る地図」

特定非営利活動法人横濱ジェントルタウン倶楽部が作成した「触る地図」は、カラー印刷の地図の上に透明な樹脂を使用した特殊な立体印刷をするなど、地図上の道路や通路を凸型に浮き出させたり、目印となる場所に点字をつけたりした地図です。視覚障害者は手で触って、晴眼者は目で見て、同じ地図から情報を得ることができます。

「触る地図」作成のきっかけは、同団体の主要メンバーである視覚障害者の「見えない人にも分かる地図がほしい」という意見で、「共用マップ」をコンセプトに作成されました。

また、触る地図を使った「触る地図でまち歩き」や「バリアフリーマップ博覧会&フォーラム」などのイベントも開催されました。

〇ここがポイント

- ・障害の有無を問わず、一緒にこの地図を見ながらコミュニケーションをとることができます。
- ・バリアフリー情報と観光情報が一緒に載っており、誰もが使いやすい地図になっています。



コラム Web 会議ツールを活用したテレ・ワークショップの開催

今回の推進指針策定にあたっては、福祉のまちづくりの現状把握を目的としたワークショップを開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、集合形式での開催が困難になりました。そこで、感染リスクを抑えて実施するため、Web 会議ツールを使用した「テレ・ワークショップ」を行うことになりました（詳細は〇ページ参照）。

Web を通じた聴覚障害者向けの手話通訳の方法など、当事者や関係者の方にアドバイスをいただきながら試行錯誤を重ねました。

その結果、障害当事者の方や福祉のまちづくりに関連する取組に携わっている方などが Web 上で一同に会し、福祉のまちづくりに関する課題や今後の方向性について、活発な議論を交わすことができました。

写真

+αのバリアフリー化 「ユニバーサルな利用に配慮したホテル」

みなとみらいに位置するヨコハマ グランド インターコンチネンタル ホテルは 1991 年に開業し、ヨットの帆を模した外観は横浜のシンボルになっています。

バリアフリールームは従来から3室あり、シャワーチェアの貸出もしていましたが、2019年には、新たにトイレ用手すりなどの貸出備品を導入したほか、いわゆる一般客室において小規模な改修を行い、より多くの方が利用しやすい環境を整えました。

〇ここがポイント

- ・ホテルとしての営業に支障がないよう、近接する客室への工事の影響は、最小限に抑える必要がありました。
- ・工期や費用面から、大規模な改修を行うのは難しく、少額かつ短期で対応できる範囲で実施しました。
- ・横浜市と観光庁の補助制度を活用しています。



(車いすでの利用に配慮したドアスコープ)
カメラを通じて見えるようになっており、低い視点から見える高さに画面が設置されています。

インターンシップ生のアイデアが出発点 「多言語版おくすり手帳」

横浜型地域貢献企業である株式会社大川印刷では、NPOと事業者の協働により、病院や薬局で役立つおくすり手帳の多言語版を作成しています。やさしい日本語も含めて8言語を用意し、日本語でのコミュニケーションが難しい時でも、自身の健康状態を伝えることができます。

工夫されている点は、デザイン色の使い方などです。またピクトグラムやチェックシートを効果的に用いることで、目で見てわかりやすいものとなっています。

このおくすり手帳によって、持っている人だけでなく、薬局や病院の人にとっても便利になります。

〇ここがポイント

- ・インターンシップ生の高齢者向けおくすり手帳作成の発案から始まり、翻訳や広報を3者の協働によって解決しています。
- ・外部の人とともに活動することで、新たな経験をすることができます。また横のつながりを広げることができます。
- ・メディアユニバーサルデザインの考え方を加えることで、色覚障害の方も必要な情報を得やすくなっています。

写真

設備を工夫して誰もが楽しめるアクティビティに 「ユニバーサルパス」「水陸両用車いす」

株式会社フォレストアドベンチャーでは、持っているノウハウを活用し、誰もが樹上を楽しめる「ユニバーサルパス」を設置しています。全長61mの遊歩道で、車いす使用者が安全に通ることができる道です。途中にはつり橋もあり、自然を感じることができます。

また、海の公園では水陸両用車いすを貸し出しています。砂浜を走ったり、海に浮かんだりすることができる車いすで、砂浜散歩や潮干狩り、海水浴を楽しむことができます。

○ここがポイント

- ・誰もが一緒に同じ場所でアクティビティを楽しむことができます。
- ・公園整備のノウハウを活用したり、設備を導入したり、従来の業務の一環としてバリアフリーを実現しています。



より多くの方へ能・狂言を届けたい 「バリアフリー能」

横浜能楽堂（公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団）では、年に1回「バリアフリー能」を開催し、日本の古典芸能である能・狂言を誰もが一緒に楽しめる環境づくりを目指しています。

視覚障害者の方には、副音声や、点字の解説文、能舞台触図、点字入りチケットをご用意しています。また開演前に触ることのできる能面、能舞台模型を展示しています。

聴覚障害者の方には、台本、解説に手話通訳、解説の事前送付、解説・上演時には、字幕配信を実施しています。

○ここがポイント

- ・各障害者団体へのヒアリングや公演後に開催している意見交換会での意見を反映させて、作り上げてきました。



撮影：神田 佳明

施設の利用マナーについて発信する 「エスカレーターの安全利用」

エスカレーターでの歩行は、他の利用者や荷物との接触によって、思わぬ事故を引き起こす恐れがあり、大変危険です。また、身体の片側に麻痺がある方や子供連れの方などから、不安の声をいただいています。

令和元年度から九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）でエスカレーターでの事故防止に向けて取り組むこととし、エスカレーターでは立ち止まることなどを呼びかけています。

また、従来から、鉄道事業者等が中心となってエスカレーターの安全利用についてキャンペーンを行ってきました。キャンペーンには鉄道事業者や商業施設、自治体が参加しています。

〇ここがポイント

- ・施設を整備するだけでなく、整備したあとの利用マナーの啓発が進められています。
- ・事業者や行政など、複数の主体が一体となって継続的に取り組んでいます。

写真

コラム 心のバリアフリーノート

心のバリアフリーノートは、様々な心身の特性や考え方を持つ人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い、支え合い、育ち合う関係を形成していくことを目的に、小学校、中学校、高等学校での教育活動に活用できるよう文部科学省が作成した学習資料です。

このノートは、推進指針のポリシーとも合致する部分が多く、小学生や中学生・高校生向けではあるものの、大人でも新たな気づきや理解を得ることができます。

あわせて心のバリアフリーノート【指導者用】も読むことにより、教材としての狙いについて理解を深めることができます。

心のバリアフリーノートは、文部科学省のホームページからダウンロードすることができます。

[文部科学省 心のバリアフリーノート](#) で検索

出展：文部科学省初等中等教育局教育課程課

ノート画像

横浜市で初めての住民提案による作成 「羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想」

横浜市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」に基づき、基本構想制度を活用し、市民の皆様がよく利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的にまちのバリアフリー化を進めています。

保土ヶ谷区常盤台地区連合町内会、常盤台地域ケアプラザや横浜国立大学で構成される「常盤台ワークショップ」による、地域のバリアフリーについての検討内容をもとに、基本構想の住民提案制度を活用し、平成 31 年 2 月に保土ヶ谷区常盤台地区連合町内会より作成提案書が提出され、基本構想の作成に着手することになりました。

〇ここがポイント

- ・地域住民、大学、事業者、行政関係者などが連携し、まちあるき点検やワークショップ等を通じて、バリアフリーに関する課題や解決策を話し合うことにより、当事者参加型のまちづくりが実践されています。



5 参考資料

(1) 福祉のまちづくりのあゆみ

ア 国際的な動向

国連では、1981年を「国際障害者年」と決めました。「完全参加と平等」をテーマに障害者の社会的適合の援助、雇用機会の創出、公共建築物や交通機関の使いやすさ等を主な内容とし、各国に取組を求めました。翌年には取組を継続する必要から、1983年から1992年を「国連障害者の十年」と定め、「障害者に関する世界行動計画」が策定されました。2006年には、国連総会において「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、2008年に発効しました。この条約は国際人権法に基づき、「障害は個人ではなく社会にある」という点や、障害当事者の視点などを重視して作られています。

一方、世界保健機関（WHO）では、1972年から国際障害分類の制定作業を開始し、1980年に「機能障害・能力障害・社会的不利の国際分類（国際障害分類：ICIDH）」を策定しました。2001年のWHO総会では、「障害というマイナスだけでなく、障害者をもつプラス面にこそ注目しよう」との考え方で、「生活機能・障害・健康の国際分類（国際生活機能分類：ICF）」として改定されました。

そして、アメリカでは、1990年に「障害を持つアメリカ人法（ADA）」が制定されました。障害による差別を禁止する適用範囲の広い法律で、立案・制定過程に障害者等の当事者が関わった点が重要とされています。民間企業の雇用における差別禁止等、主に4つの柱で構成されています。

イ 全国における福祉のまちづくり

福祉のまちづくりは、1970年代から「心身障害者対策基本法（現行：障害者基本法）」や日本万国博覧会などを契機に、公的施設・バス等における障害者への配慮やバリアフリー化の取組として、仙台市、町田市、川崎市、神戸市などでスタートしました。1981年の「国際障害者年」を契機に、バリアフリーの整備を求める福祉環境整備要綱が各都市において制定されるなど、全国的な広がりをみせました。

1990年代に入ると、次々と公共施設、鉄道・バス等で環境整備が拡大されました。その背景には、「障害者基本法」の改正（1993年）と「ハートビル法」の制定（1994年）が大きく影響しています。同時に、この時期は「高齢社会対策基本法」（1995年）、「高齢社会対策大綱」（1996年）、「介護保険法」（1997年）等からも分かるように、高齢化社会の進展への対応という側面も付加されました。

2000年代から2010年代は、「交通バリアフリー法」（2000年）、「ハートビル法」改正（2002年。対象建物の拡大、市町村等条例への委任など）から始まり、本格的な少子高齢社会の到来に対応するため、「障害者自立支援法」（2004年）と「バリアフリー法」（2006年。交通バリアフリー法とハートビル法の統合）が施行され、取り巻く環境は拡充されました。2008年の「障害者権利条約」の発効に伴い、国内では「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」が成立するなど、様々な法制度等の整備が行われました。

ウ 横浜市における福祉のまちづくり

地域社会で福祉の芽を育てるための環境づくりとして、市民相互の支え合いの大切さを学び合う「福祉の風土づくり運動」を1974年から開始しました。並行して、福祉の視点で建築物等のハードを整備するため、「福祉の都市環境づくり推進指針」（1977年）を定め「福祉の風土づくり推進事業」としてソフトとハードを一体的に取り組みました。

ソフトとハードをより総合的、一体的に進めることをめざし、市民、事業者、学識経験者等で構成された福祉のまちづくり検討委員会の提言を受けて、「横浜市福祉のまちづくり条例」（1997年）を制定しました。

バリアフリーの整備基準は、「福祉のまちづくり条例」と「建築物バリアフリー条例」（2004年）の2つで規定されていましたが、より一体的にバリアフリー化をはかり、市民・事業者にとって分かりやすくすることを目的に、「改正福祉のまちづくり条例」（2012年）として一本化しました。福祉のまちづくりの基本理念の明文化、市民・事業者の意見反映の明確化などが図られました。

エ 横浜市福祉のまちづくり推進指針

1997年に制定された条例に基づき取組を着実に進めるため、1999年には市民・事業者・市の行動計画として、「福祉のまちづくり推進指針」を策定しました。2010年までの「長期目標」として「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりが進み、だれもがヨコハマのよさを感じながら暮らすことのできるまち」を掲げ、短期目標（2001年まで「考えよう」、2006年まで「知ろう」、2010年まで「行動しよう」）を設定しました。

4次の推進指針（平成23年度～27年度）からは、策定期間を5年間としています。「長期目標」は「基本となる方向性」へと位置づけを改め、その内容は「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち」とし、基本理念を引き継いでいます。市民・事業者・市の協働による取組として、①思いやり 助け合える まちづくり、②伝わる つながる まちづくり、③進める 活かせる まちづくりの3つを掲げたのが特徴です。

5次の推進指針（平成28年度～32年度）では、4次の推進指針の「基本となる方向性」を継承し、取組の柱として①啓発・教育の推進、②仕組みと地域のつながり、③新しい担い手との協働、④多様な施設のバリアフリーの4つを掲げました。

(2) 横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）策定の流れ

推進指針は、横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の下部組織である横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会（以下「小委員会」という。）で内容を検討し、策定しました。

策定にあたっては、市民・事業者・関係団体等の皆様の御意見を伺い、推進指針に反映しています。

年	月	推進会議	小委員会	市民意識調査	その他
2	1		第57回 (現行) 推進指針の振返りについて①		
	2			関係団体ヒアリング グループヒアリング 街頭インタビュー	
	3		第58回 (現行) 推進指針の振返りについて②	グループヒアリング	
	5			市民アンケート テレ・ワークショップ (第1回～第3回)	
	6		第59回 (次期) 骨子(案) について		
	8		第60回 (次期) 素案(案) について		
			第45回 (次期) 素案の承認		
	9			テレ・ワークショップ (第4回)	市民意見募集
	10		第61回 (次期) 原案(案) について①		
	11		第62回 (次期) 原案(案) について②		
	12		第46回 (次期) 原案の承認		市民意見募集 結果公表



令和3年3月

横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）公表

(3) 横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿 (第12期)

任期:令和元年7月15日~令和3年7月14日(2年間)(五十音順 敬称略)

氏名	役職	小委員会委員	備考
赤羽 重樹	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事		
東 耕太郎	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部企画部長		~令和2年8月
山本 秀裕			令和2年8月~
井汲 悦子	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長		
田邊 裕子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長		~令和2年8月
池田 誠司			令和2年8月~
石川 貴一	市民公募	○	
井上 良貞	一般社団法人 横浜市聴覚障害者協会 理事長 (公益財団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
滝口 正始	神奈川県警察本部 交通部交通総務課長		~令和2年8月
大竹 孝行			令和2年8月~
大原 一興	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授	○	
小堤 健司	一般社団法人 神奈川県バス協会 常務理事		
金子 修司	横浜商工会議所 議員		
小泉 暁美	特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)	○	
清水 龍男	横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事		
下村 旭	一般社団法人 神奈川県建築士会		
白石 幸男	横浜市脳性マヒ者協会 会長 (公益財団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
鈴木 やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト 理事		
中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科 教授	○	
畑中 祐美子	一般社団法人ラシク045 認定特定非営利活動法人びーのびーの	○	
松澤 秀夫	公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会 副理事長		
八木 佐知子	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 理事		
山中 直人	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 副所長		
山根 則子	横浜市オストミー協会 副会長 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
和久井 真糸	市民公募	○	
渡辺 正行	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部鉄道統括部事業統括課長		

(4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会委員名簿

小委員会は、条例第7条第3項に基づき設置され、福祉のまちづくりを地域に普及するとともに、市民意見を反映することを目的としています。推進指針の策定にあたり、以下の委員の皆様にご協力いただきました。

任期：令和2年1月27日～令和3年3月31日（五十音順、敬称略）

氏名	役職	推進会議委員	備考
石川 貴一	市民公募	○	
大原 一興	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授	○	
岡村 道夫	特定非営利活動法人横濱ジェントルタウン倶楽部 副理事長 認定特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長		～令和2年4月
服部 一弘	特定非営利活動法人アニミ 理事長 認定特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長		令和2年6月～
小泉 暁美	特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)	○	
中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科 教授	○	
畑中 祐美子	一般社団法人ラシク045 認定特定非営利活動法人びーのびーの	○	
八木澤 恵奈	瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama		
和久井 真糸	市民公募	○	

(5) 市民意識調査の結果

ア 関係団体ヒアリング

○実施概要

(7) 実施時期

令和2年2月12日～25日

(1) 内容

- ・これまでの福祉のまちづくりについて（良かったこと、悪かったこと等）
- ・これからの福祉のまちづくりについて（今後推進すべきこと等）
- ・各団体で実施されている福祉のまちづくり関連の取組について

(ウ) 対象団体

属性	団体名
子育て	よこはま一万人子育てフォーラム
知的・発達障害	横浜市心身障害児者を守る会連盟
身体障害	横浜市身体障害者団体連合会
精神障害者の家族	横浜市精神障害者家族連合会
高齢者	横浜市老人クラブ連合会（情報提供のみ）

○主なご意見

- ・ハードとソフトの考え方が分断されているように見えるが、切り離して考えることは不可能である。
- ・高齢者や障害者に対する理解の乏しさにより、一般トイレを利用できる人が多目的トイレを利用したり、歩きスマホやエスカレーターでの歩行などにつながっている。
- ・障害者の手助けをしたいと思っている健常者はたくさんいるので、双方から声掛けができればよい。
- ・学校での福祉教育は、不自由さを伝えるのではなく、ともに暮らす人として理解を深めるものでなければならない。
- ・子育て、高齢者、障害者の問題の根本は同じである。分野をつなげて考える必要がある。
- ・施設整備や情報保障などのバリアフリーは、利用者の声を聞きながら進める必要がある。

イ グループヒアリング

○実施概要

(ア) 実施時期

令和2年2月20日～3月23日

(イ) 内容

- ・日常生活の中で感じていることや地域や社会に対して求めることについて
- ・地域や社会での相互理解を進める上で必要なことについて

(ウ) 対象団体

属性	団体名
発達・知的障害者の親	瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama
知的障害者の支援団体	社会福祉法人開く会（共働舎）
在住外国人の支援団体	特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター
性的少数者	認定特定非営利活動法人SHIP
精神障害者の支援団体	社会福祉法人恵友会

○主なご意見

- ・制度やサービスが整ってきた反面、学校や地域の場での住み分けが進み、自然に障害について理解を深めることが少なくなり、障害者自身も地域の中で障害の有無関係なく成長していく機会が失われつつある。
- ・優しさや思いやりではなく、実際に障害者とどう接すればいいかを知ることが大切である。
- ・思いついたことをやっていると色々なことにつながる。様々な障害とそのサポートについて知っておくことは、自分が中途障害になったときにも良いことだと思う。
- ・異なる文化から生まれる発想を共有していく社会であればいいと思う。
- ・就職や転職の際に会社からの差別や無理解がある。
- ・精神障害者の事件が何件か起きると途端に信用が落ち、偏見を払拭するには時間をかけて町内会との信頼関係を築きなおさなければならない。

ウ 街頭インタビュー

○実施概要

不特定多数の人を対象に、福祉のまちづくりに関する意見を聞くことを狙いとして街頭インタビューを行いました。

- ・場所：戸塚駅西口、鶴見駅西口、桜木町駅東口駅前広場
- ・実施日時：2月中の平日及び土曜日、いずれも午後13時～17時
- ・回答者数：各駅2回ずつ、合計6回で135人

質問項目

1	視覚障害者誘導用ブロックを知っていますか？
2	エスカレーターの使い方について 急いでいる時に、エスカレーターの片側を歩きますか？
3	ヘルプマークを知っていますか？
4	満員のエレベーターに乗っていてドアが開いた時、乗りたい車いすの人がいた場合、どうしますか？
5	多目的トイレを利用したことがありますか？
6	電車やバスで優先席に誰も座っていない場合、どうしますか？
7	まちなかで、(例えば車いすやベビーカー、視覚障害者を) 迷惑だと思ったことがありますか？
8	障害者(身体/精神)と接する機会が、これまでにありましたか？
9	(障害者や外国人等) 困っている人をみかけた時に、声をかけたことがありますか？

○実施結果

回答者のうち7割が障害者と接する機会があると回答しました。親族や友人に障害のある人がいる場合や、ボランティアや仕事で関わることがある人などです。

その中でも、ヘルプマークを知っている人は約6割と低くなりました。ヘルプマークはその意味がまだ十分に知られていないと思われます。

急いでいるときエスカレーターを歩くと回答した人は約6割という結果になりました。危険なことと理解しながらも習慣となってしまう、急いでいる場合は仕方がないといった回答が多いです。

このことから、エスカレーター歩行の危険性や2列で利用するように促す積極的な広報が必要です。

多目的トイレを利用したことがあると回答した人は6割という結果となりました。その理由としては混雑している時にやむを得ずというものが多いです。また多目的トイレに対する意見としては、数が少なく必要とする人が使えていないといった意見も挙げられています。この課題に対しては、多目的トイレを増やすことと、多目的トイレの機能を一般トイレにも付加して整備していく事などが求められています。

エ 市民アンケート

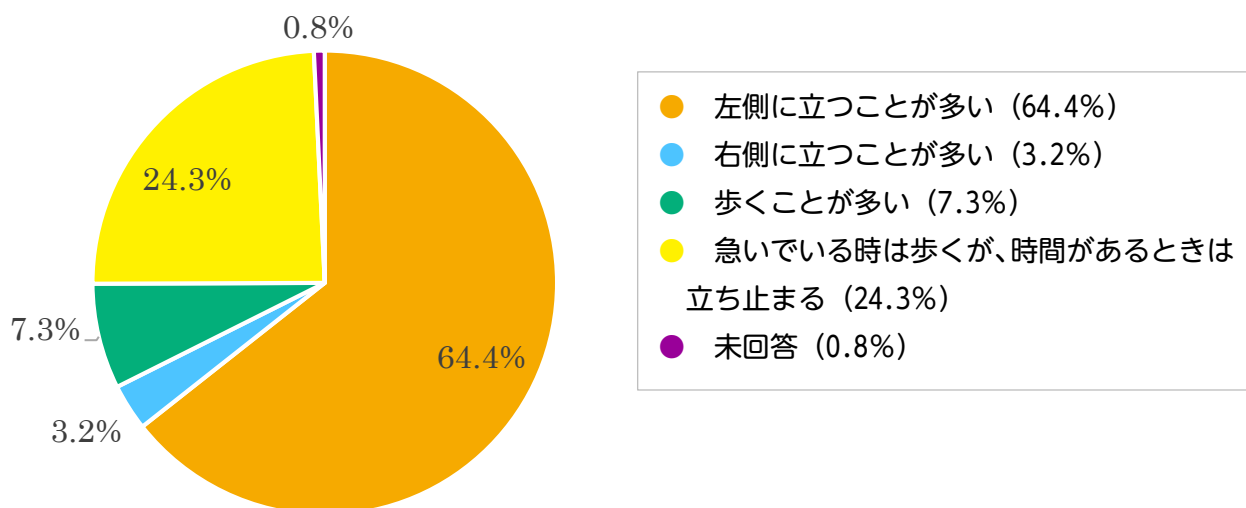
○実施概要

推進指針の改定に伴い、福祉のまちづくりに関するアンケートを、市民を対象に実施しました。

- ・対象者：市内に在住する15歳以上の市民3,500人を無作為に抽出
- ・配布、回収方法：郵送
- ・実施期間：令和2年5月7日～6月1日
- ・発送数：3,500通
- ・回答数：1,732通（回答率：49.5%）

○アンケート結果抜粋

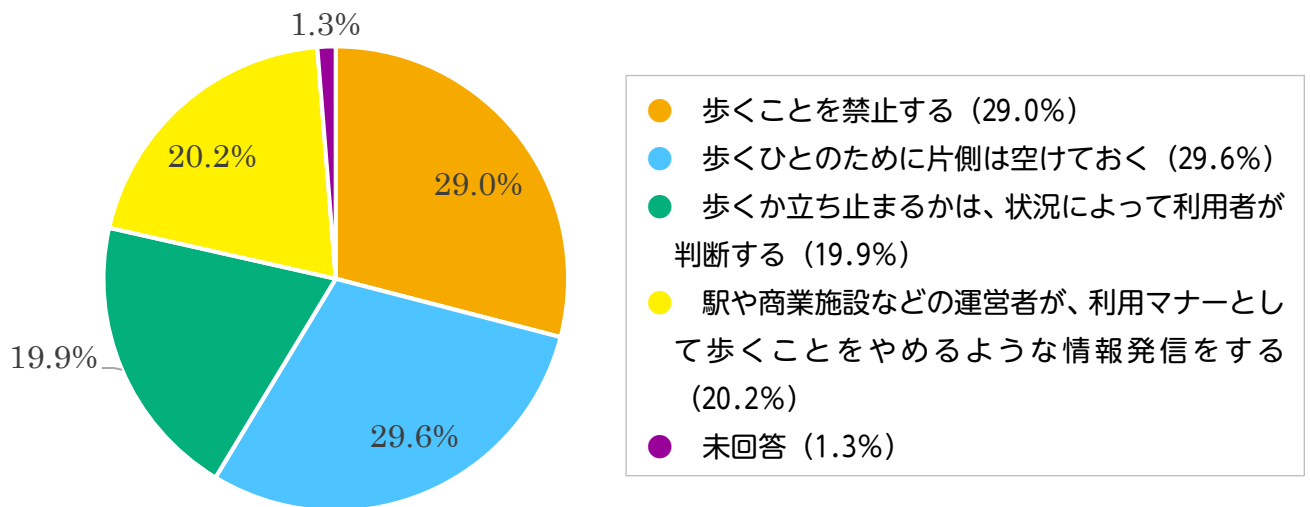
問1 エスカレーターの右側を空ける使い方が多くみられますが、あなたは普段どのように使いますか？（○は1つまで）



最も多い回答は「左側に立つことが多い」という結果になりました。

次に多い回答が「急いでいる時は歩くが、時間があるときは立ち止まる」となったことから、多くの人がエスカレーターは立ち止まって利用していると考えられます。

一方、問2「エスカレーターの誰もが安心・快適に利用するためにはどうすればよいですか？（○は1つまで）」の結果は以下の通りとなりました。

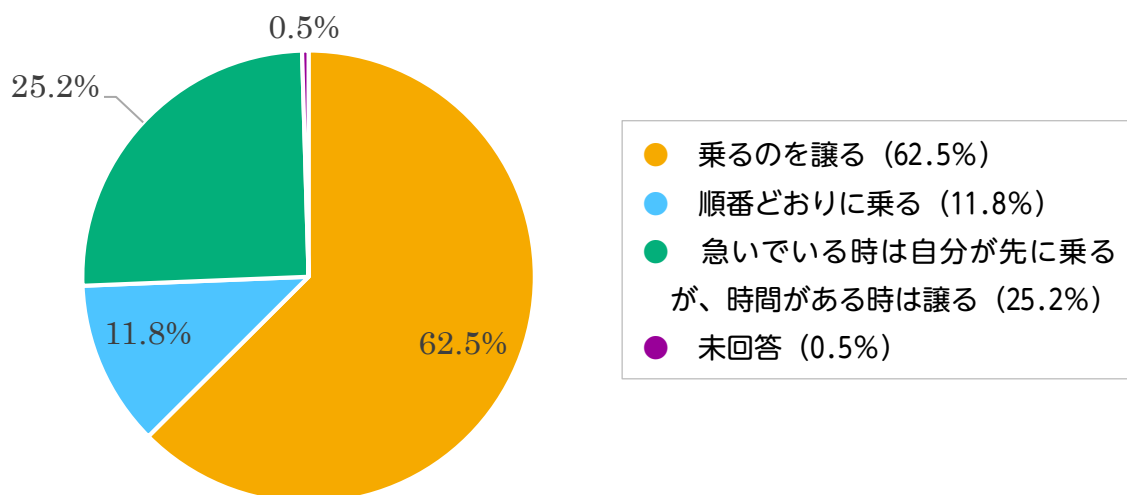


この結果から「エスカレーターを歩くことを否定的に考えている人」と「歩くことを肯定的に考えている人」は、ほぼ同数となりました。

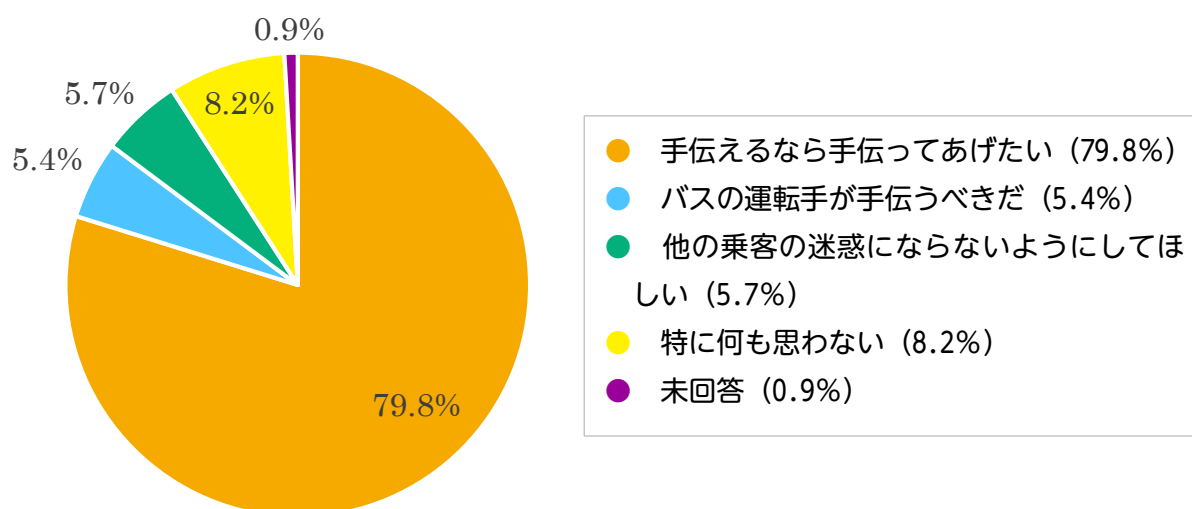
先の回答と合わせるとエスカレーターを歩くべきではないと考えている人は一定数いますが、多くの人が左側に立っているために、結果的にエスカレーターを歩くことができる環境にしてしまっていると考えられます。

このことからエスカレーターを誰もが安心して快適に利用できるようにするためには、エスカレーター歩行の危険性を周知するとともに、エスカレーターに乗る際は、2列で乗ることを推奨していく必要があります。

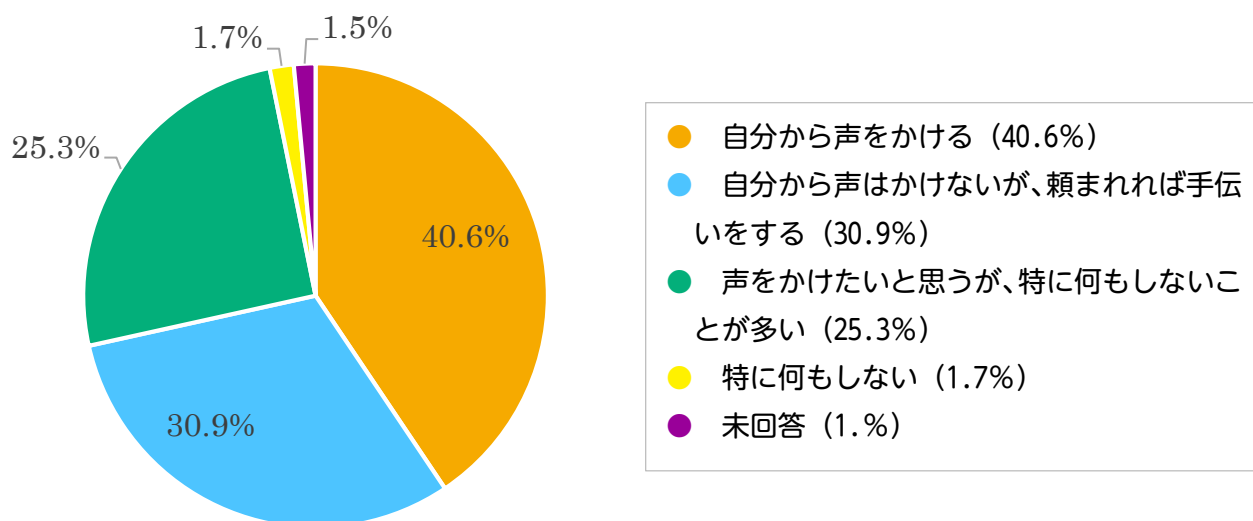
問3 「エレベーターを待つあなたの後ろで、車いす使用者やベビーカーを押している人が待っています。混雑して全員乗れそうもない場合、あなたはどのようにしますか？（○は1つまで）」



問6 あなたが乗っているバスに、ベビーカーを押している人が乗ろうとすると、あなたはどのように思いますか？（○は1つまで）



問9 日常生活の中で、様々な理由で困っている人を見かけたとき、あなたはどうしますか？（○は1つまで）

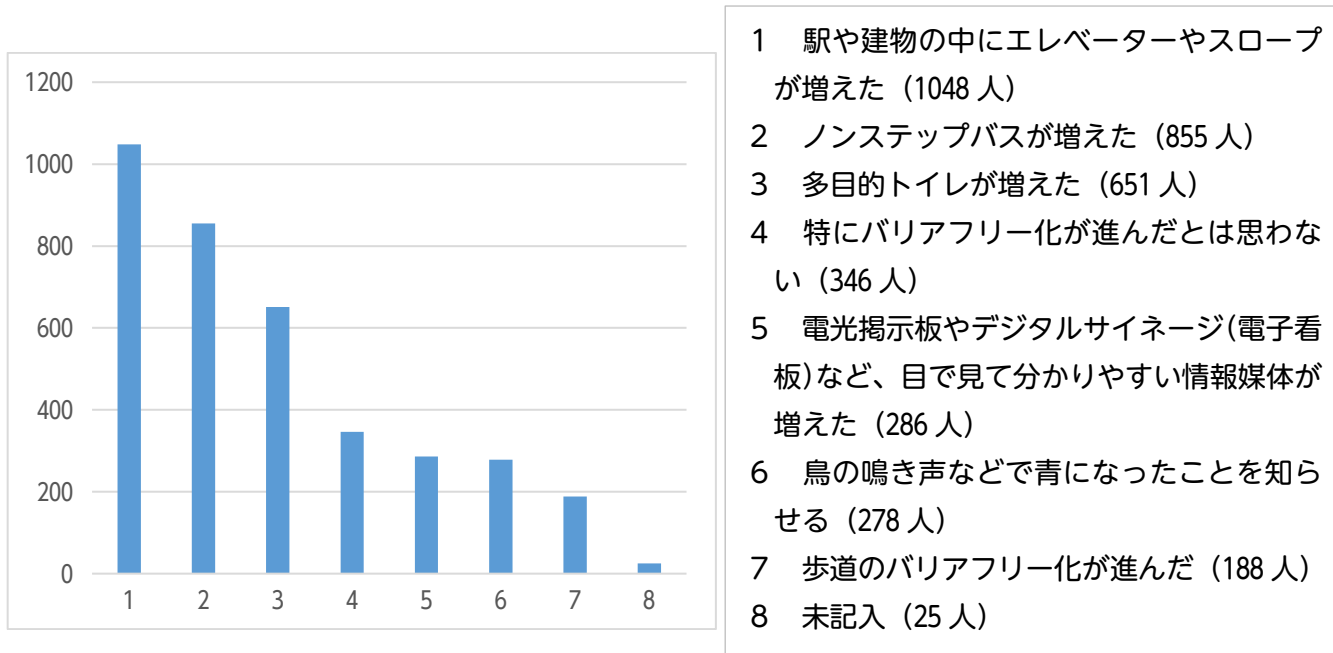


問9の結果から、困っている人を助けようと積極的に行動する人が一定数いることがわかります。一方で「自分から声はかけないが、頼まれれば手伝いをする」、「声をかけたいと思うが、特に何もしないことが多い」と答えた人が半数を超えています。

問3、問6、問9の結果から、困っている人を助けたいと思っている人が多くいるものの、積極的な行動を起こせない人も多いことがわかります。

積極的な行動を促すには、心理的なハードルを下げる必要があり、ボランティア活動などで経験や知識を習得する機会を作っていくことが有効であると考えられます。

問 11 5年前に比べて、まちの中のどのようなところでバリアフリーが進んできたと思いますか？（○はいくつでも）



- 1 駅や建物の中にエレベーターやスロープが増えた (1048 人)
- 2 ノンステップバスが増えた (855 人)
- 3 多目的トイレが増えた (651 人)
- 4 特にバリアフリー化が進んだとは思わない (346 人)
- 5 電光掲示板やデジタルサイネージ(電子看板)など、目で見て分かりやすい情報媒体が増えた (286 人)
- 6 鳥の鳴き声などで青になったことを知らせる (278 人)
- 7 歩道のバリアフリー化が進んだ (188 人)
- 8 未記入 (25 人)

駅や建物、ノンステップバスなどの公共交通機関のバリアフリー化が進んだという回答が多い結果となりました。一方で、歩道や信号機の音声案内等の歩行者が移動する経路上のバリアフリー化は進んでいると感じている人が少ないことがわかります。

また、デジタルサイネージ等の視覚によって情報を得られる媒体についても、普及が進んでいると感じている人は少ない傾向となりました。

オ テレ・ワークショップ

○実施概要

目的	福祉のまちづくりに関わる様々な立場の人が、生活の中で感じていることを話し合い、現状や課題、これからの方向性を考える。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者、聴覚障害者、車いす使用者などの障害当事者 ・福祉、バリアフリーに関連する活動を行っている個人や団体に所属する人 ・地域やまちづくり関係の活動をする人 など
参加人数	計 45 名
実施日時 及びテーマ	第1回 令和2年5月13日 18時から19時30分まで テーマ「身近な福祉のまちづくりに関する意見交換」
	第2回 令和2年6月5日 18時から20時まで テーマ「次期福祉のまちづくり推進指針の骨子について①」
	第3回 令和2年6月12日 18時から20時まで テーマ「次期福祉のまちづくり推進指針の骨子について②」
	第4回 令和2年9月28日 15時から16時30分まで テーマ「次期推進指針の広報、活用方法について」
方法	web 会議ツールを使用

○主なご意見

「心のバリアフリー」について

- ・ハード整備は進む一方、心のバリアフリーはなかなか進んでいない。
- ・思いやりの心があっても、どう行動していいかわからない人も多い。
- ・行動につなげるには、座学だけでなく、楽しみながら体験できる場も必要である。
- ・心のバリアフリーとは、違いを認め合うことである。日本はモノカルチャーで、気づきにくい面もあるが、みんな違う。
- ・差別意識はなくても、相手に対する先入観や思い込みはあると思う。例えば、私は聴覚障害者だが、音楽が好きである。

「地域とのつながり」について

- ・地域のつながりが希薄になっている。
- ・地域の中で一緒に行動することで、お互いの関係性が育まれていく。
- ・障害者は、身近で支えてくれる人との関わりが多いが、例えば災害時の避難訓練などを一緒にやることを通じて、地域との双方向の関係づくりを進めるのもよい。

「情報」について

- ・多様な障害に対応した情報発信が必要である。
- ・視覚障害者＝点字と思われているが、点字を理解できる人は1～2割しかいない。
- ・外国人には「やさしい日本語」の方がわかりやすいこともある。
- ・聴覚障害者は、相手がマスクをすると口の動きが見えないので、何を話しているかわからなくなる。

「施設等のバリアフリー」について

- ・施設を整備する人に、ハードのバリアフリーの必要性に関する理解がなかなか広がらない。障害者にも目を向け、全ての利用者を想定した施設づくりを考えるべきである。
- ・家からバス停、駅まで、移動経路の整備が必要である。

「次期推進指針の広報、活用方法」について

- ・推進指針について学ぶ機会を、市民団体が主催するよう行政が仕向けるとよい。
- ・福祉のまちづくりを進めるメリットをアピールすることが大事である。例えば、観光面でいうと沖縄では高齢者や障害者の方がお金を使っているというデータもある。
- ・推進指針の内容は、技術職（土木、建築）や小学校から大学まで様々な学校にも伝えるようにした方がよい。

その他

- ・障害者権利条約の精神を次の推進指針に反映させるべきである。
- ・障害を恥ずかしいと思わず、自ら発信していくことも大事である。

(6) お問い合わせ先

○市民協働推進センター

地域における様々な課題の解決や新しい取組を創発するために、様々な主体の交流・連携が生まれる対話と創造の場として総合相談窓口など各事業を展開し、市内における「協働」の取組を推進します。

電話：671-4732 FAX：223-2888

○各区市民活動支援センター

身近な地域における市民活動を支援するため、各区の市民活動支援センターがそれぞれ特色ある事業を実施しています。「市民協働推進センター」と連携を図りながら、地域に密着したきめ細かい支援を行います。

(令和 年 月現在)

区	住所	電話	FAX
青葉	青葉区市ケ尾町 31-4 青葉区役所 1 階	978-3327	972-6311
旭	旭区鶴ヶ峰 2-82-1 ココロット鶴ヶ峰 4 階	382-1000	382-1005
泉	泉区和泉中央北 5-1-1 泉区役所 1 階	800-2393	800-2518
磯子	磯子区磯子 3-5-1 磯子区総合庁舎 7 階	754-2390	759-4116
神奈川	神奈川区広台太田町 3-8 神奈川区総合庁舎本館 5 階	411-7089	323-2502
金沢	金沢区泥亀 2-9-1 金沢区役所 2 階	788-7803	789-2147
港南	港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 5 階	841-9361	841-9362
港北	港北区大豆戸町 26-1 港北区役所 4 階	540-2246	540-2246
栄	栄区小菅ヶ谷 1-4-5 (横浜銀行本郷台支店 3 階)	894-9900	894-9903
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2 階	369-7081	366-4670
都筑	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2237	943-1349
鶴見	鶴見区鶴見中央 3-20-1 鶴見区役所 2 階	510-1694	510-1716
戸塚	戸塚区川上町 91-1 モレラ東戸塚 3 階	825-6773	825-6774
中	中区日本大通 35 中区役所別館	224-8138	224-8343
西	西区中央 1-5-10 西区役所 1 階	620-6624	620-6624
保土ヶ谷	保土ヶ谷区星川 1-2-1	334-6306	339-5120
緑	緑区中山 4-36-20	938-0631	939-5401
南	南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 10 階	232-9544	242-0897

- 各区社会福祉協議会
福祉の身近な相談窓口です。

(令和 年 月現在)

区	住所	電話	FAX
青葉	青葉区市ケ尾町 1169-22 青葉区福祉保健活動拠点	972-8836	972-7519
旭	旭区鶴ヶ峰 1-6-35 「ぱれっと旭」 内	392-1123	392-0222
泉	泉区和泉中央南 5-4-13 「泉区福祉保健活動拠点ふれあいホーム」 内	802-2150	804-6042
磯子	磯子区磯子 3-1-41 磯子センター 5 階	751-0739	751-8608
神奈川	神奈川区反町 1-8-4 「はーと友神奈川」 内	311-2014	313-2420
金沢	金沢区泥亀 1-21-5 「いきいきセンター金沢」 内	788-6080	784-9011
港南	港南区港南 4-2-8 3 階 「港南区福祉保健活動拠点」 内	841-0256	846-4117
港北	港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206	547-2324	531-9561
栄	栄区桂町 279-29 「栄区福祉保健活動拠点」 内	894-8521	892-8974
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町 469 「せやまる・ふれあい館」 内	361-2117	361-2328
都筑	都筑区荏田東 4-10-3 「港北ニュータウンまちづくり館」 内	943-4058	943-1863
鶴見	鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声 2 階	504-5619	504-5616
戸塚	戸塚区戸塚町 167-25 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点 1 階	866-8434	862-5890
中	中区山下町 2 産業貿易センタービル 4 階	681-6664	641-6078
西	西区高島 2-7-1 ファーストプレイス横浜 3 階	450-5005	451-3131
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 3 階	341-9876	334-5805
緑	緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり 1 階	931-2478	934-4355
南	南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8 階	260-2510	251-3264

○地域ケアプラザ

体操教室や食事会、健康講座などの開催や、地域の福祉・保健の活動や交流の場を提供しています。また、福祉・保健に関する相談等も受け付けています。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiki/fukushi/shise-tsu/careplaza/shoukai.html>

横浜市ホームページからの進み方

横浜市-市役所トップページ（総合案内）>暮らし・総合>福祉・介護>地域福祉保健>地域福祉施設>地域ケアプラザ>地域ケアプラザ紹介

○地域子育て支援拠点

就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行っています。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/support.html>

横浜市ホームページからの進み方

横浜市-市役所トップページ（総合案内）>暮らし・総合>子育て・教育>子育て支援・相談>地域子育て支援拠点

○「横浜市福祉のまちづくり」に関するウェブサイト

過去の推進指針や市内のバリアフリー情報などをご覧いただけます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/>

横浜市ホームページからの進み方

横浜市-市役所トップページ（総合案内）>暮らし・総合>福祉・介護>福祉のまちづくり

横浜市福祉のまちづくり推進会議について

◆横浜市福祉のまちづくり推進会議 構成図

